

令和7年2月13日 開会

令和7年2月13日 閉会

令和7年2月（第1回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
議案第1号について	17
議案第2号について	23
議案第3号から第6号までについて	25
議案第7号について	27
議案第8号について	28
報告第1号について	29
閉 会	30
署 名	31

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問（順位第1番から2番まで）
- 第1番 青谷和彦議員
- 第2番 白井健一郎議員
- 第4 議案第1号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第1号 令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算
- 第5 議案第2号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第2号 令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）
- 第6 議案第3号から第6号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 議案第4号 宇部・山陽小野田消防組合情報公開条例中一部改正の件
- 議案第5号 宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件
- 議案第6号 宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件
- 第7 議案第7号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第7号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第8 議案第8号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第8号 宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件
- 第9 報告第1号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第7号））

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	青谷和彦君	2番	浅田徹君
3番	岡山明君	4番	笠井泰孝君
6番	白井健一郎君	7番	中岡英二君
8番	吉松剛君	9番	岩村誠君

欠席議員（1名）

5番 甲谷理温君

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	廣中昭久君	会計管理者	中村香奈恵君
消防局消防長	杉本秀一君	消防局次長	橋本俊昭君
消防局参事	竹内伸君	消防局総務課長	弓立宏二君
消防局情報財政課長	内田陽二君	消防局警防課長	榎原英樹君
消防局予防課長	滝井久生君	消防局通信指令課長	近藤豊君
宇部西消防署長	中尾勝彦君	小野田消防署長	吹金原信夫君
山陽消防署長	廣井輝義君		

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 田中弘保君 消防局総務課係員 呉本憲佑君

午前10時開会

○議長（岩村誠君）

これより、令和7年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会します。

午前10時開議

○議長（岩村誠君） 直ちに、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（岩村誠君） この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局総務課副課長（田中弘保君） 事務局から報告いたします。

本日の出席議員数は、8名であります。

なお、甲谷議員は、欠席の旨、届出がありました。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。

本日付をもちまして、管理者から、令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算の外7件の議案等の提出がありました。

また、本日付をもちまして、甲谷理温議員提出、1名の賛成議員による、宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報保護に関する条例中一部改正の件、1件の議案の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、青谷和彦議員、白井健一郎議員から、通告書の提出がありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。

お手元に配布のとおり、令和7年1月24日付をもちまして、例月出納検査の結果に関する報告、定期監査の結果に関する報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（岩村誠君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

日程に先立ち、篠崎管理者から発言したい旨の申し出がありますので、発言を許します。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者（篠崎圭二君） おはようございます。

本会議に先立ち、発言につきまして、議長から許可をいただきました。誠にありがとうございます。

本日、ここに、令和7年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、議案8件、報告1件を上程させていただいており、その中に令和7年度当初予算案もごございます。後ほど御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

本消防組合が平成24年4月1日に発足して以来、宇部市と山陽小野田市の住民の生命を守るために多大な努力と歩みを重ねてまいりました。

これまでの消防活動においては、様々な課題に取り組み、迅速かつ的確な対応力を養い、地域の

皆様の安全を守るための基盤を強化してまいりました。

しかし、災害の規模や内容は年々多様化しており、それに対応するためには、設備の充実や訓練の強化が不可欠です。

そのため、令和7年度中の運用開始に向け、消防指令センター整備工事、宇部西消防署と山陽消防署殖生出張所の建て替えを進めており、設備の充実を図っているところです。

今後も藤田副管理者のお力添えをいただきこれまで以上に私たち全員が一丸となり、より高いレベルの消防サービスを地域の皆様に提供できるよう、日々努力を続けなければなりません。

今後も消防組合が一層発展し、地域の皆様に安心・安全をお届けできるよう、議員の皆様の御理解と御賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、引き続き杉本消防長から行政報告をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩村誠君） 杉本消防長の発言を許します。杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長（杉本秀一君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、令和6年の本消防組合管内の災害発生状況であります。

火災件数は57件で、令和5年と比較しますと、18件減少しています。構成市別では、宇部市が37件、山陽小野田市が20件となっています。なお、57件のうち、建物火災は32件で火災による死者は1名、負傷者は6名となっています。

救急件数は11,165件で、令和5年と比較しますと、489件減少していますが、依然として高止まりの状況が続いています。構成市別では、宇部市が7,976件、山陽小野田市3,189件となっています。なお、熱中症の搬送人数は177人、過去最多となりました。

ドクターカーの出動件数は180件で、そのうち、医師、看護師と連携し救命活動を実施した事案は74件となっています。

救助件数は84件で、令和5年と比較しますと、2件増加しています。なお、84件のうち、交通事故が約半数の40件となっています。

幸いにも、管内において、大きな災害は発生しませんでした。梅雨期には継続的な大雨の影響で、一部で床上、床下浸水や道路冠水の被害が発生しています。

次に、予防業務についてです。管内の危険物施設での事故は減少傾向にあるものの、山口県内では多くの事故が発生している状況を受け、石油コンビナート等特別防災区域における立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図るとともに、関係者に対して事故防止対策の指導を行い、防火対象物についても、年間の査察計画に基づき、立入検査を実施しています。

また、令和6年には、新たに管内の事業所の協力を得て、電光掲示板、デジタルサイネージを活用した広報活動を実施し、消防用設備の維持管理や住宅用火災警報器の重要性について広く啓発し火災予防の普及を呼びかけました。

次に、警防、救急業務についてです。警防業務体制の強化として、警防技術練成会を開催し、多くの組合議員の皆様に御参観いただくなかで、火災現場における的確な判断力、臨機に対応で

きる活動能力の向上を図るとともに、救急業務体制では、救急技術練成会、救急救命スキルアップセミナーを開催しており、専門的知識の習得や対応力の向上を図りました。

また、災害発生時における消防団との連携強化を図るため、宇部市、山陽小野田市の両消防団との合同訓練を実施しているところです。

次に、通信指令業務についてです。119番通報の処理件数は17,928件で、令和5年と比較しますと、885件減少しています。これは、不要な119番通報を減らし、受報時の効率化を図ることを目的に住民に対して119番通報の適正利用や正しい通報要領について普及啓発の成果が表れたものと考えております。

次に、消防施設の整備状況についてですが、消防指令センター更新事業に伴い、消防局2階会議室を新たに消防指令センター機器が設置できるよう改修し、現在は指令システムやデジタル無線等を含む消防指令センター整備工事を進めています。

なお、宇部西消防署、山陽消防署殖生出張所の建て替えについては、構成市の事業ではありませんが、宇部市、山陽小野田市と連携し、令和7年度の供用開始に向けて事業を進めています。

最後に、働きやすい職場づくりは、職員一人ひとりの健康と安全を守ることはもちろん、消防活動の質を向上させるためにも非常に重要です。そのため、職員アンケートやセルフチェックを継続的に実施し、職員の仕事や人間関係に対する満足度を把握するとともに、寄せられた意見に対して適切に対応しているところです。

また、職員研修を開催し、各職位に求められる姿勢や上司、部下間のコミュニケーションの重要性を明確にするるとともに、働きやすい職場環境の構築を進めています。

今後も、住民と協力しながら防災・減災対策を推進し、地域社会に根ざした防災文化を育てまいります。そして、住民、地域、消防が互いに支え合い、強固な連携体制を築いていく所存です。

引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩村誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、岡山明議員、中岡英二議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（岩村誠君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日13日の1日のみとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日のみと決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（岩村誠君） 次に、日程第3、一般質問を行います。
通告順により質問を許します。

まず、順位第1番、青谷和彦議員の発言を許します。青谷和彦議員。

〔議員 青谷和彦 君 質問席へ移動〕

○議員（青谷和彦君） 皆様、おはようございます。宇部市議会の青谷でございます。通告に従い、分割質問・分割答弁方式で一般質問をさせていただきます。

消防組合は、直面している超高齢社会、情報化社会に対応することのできる近代化した消防を目指すとともに、近年、全国各地で発生している地震、集中豪雨、高潮等大規模自然災害への対応を始め、近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震等、想像を絶するような災害への対応、また、刻々と変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに的確に応えるため、組織のあり方や機能強化が求められ、消防組合の役割は、ますます重要になっています。

そこで、今回は、より効果的な組織運営や災害時の対応などについて質問をさせていただきます。
質問の1として、消防組織の強化。

(1) 消防・救急・救助体制の強化についてお尋ねします。

最初は、アとして救急車の有料化についてです。

消防組合における救急業務は住民の命を守るために欠かせないものですが、本組合の救急出動件数は年々増加し、令和5年には11,654件を記録し、令和6年には、宇部、山陽小野田、美祇市から救急車の適正利用などを訴える緊急アピールが出されるなど、当圏域においても医療機関の逼迫が社会問題になっています。

こうした状況を踏まえ、茨城県内や三重県松阪市の病院においては、救急車の安易な利用を減らす選定療養費を請求する運用が決まっています。

そこで、本組合として救急医療を維持するための一部有料化などについて、現状のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、イとして救急医療情報システムの実証についてです。

令和6年6月に、救急医療患者情報を9つの医療機関とデジタルで共有する実証実験が行われました。

本組合においては、救急車の出動から病院到着までの時間が全国平均より約4分遅く、救急搬送の迅速化が課題となっています。

そこで、試験期間は1か月と短期間ではありましたが、その検証結果や浮かび上がった課題、導入予定などについてお尋ねします。

次にウとして、映像情報システムについてです。

このシステムの概要、他市の導入状況、本組合の導入予定についてお尋ねします。

次に、エとして、軽救急車についてです。

令和6年11月議会で、甲谷議員が道路狹隘地区における救急活動について質問され、杉本消防長は、「軽救急車の導入につきましては、今後、本消防組合の救急活動状況、あるいは導入実績のある他の消防本部の意見等を聞き、適切に対応していきたいと考えております。」と答弁されました。

そこで改めて現在の状況、考え方についてお尋ねします。

次に、(2) 働きやすい職場づくり。

ア、現状と課題。

イ、階層別研修会についてです。

消防組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し、組織の公立性を確保するための階級制度があります。

この指揮命令系統は、常に危険と隣り合わせの災害現場で迅速、的確な活動を行うために必要不可欠なものです。反面、これが温床となりハラスメントにつながる可能性があることも指摘されています。

そこで改めて働きやすい職場づくり、労働環境の現状と課題、また、職員間の円滑なコミュニケーション作りをするための新規事業、階層別研修会についてお尋ねします。

以上、質問の1に対する御答弁をよろしく願いいたします。

○消防局消防長(杉本秀一君) 青谷議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1、消防組織の強化について。

第1点、消防・救急・救助体制の強化、ア、救急車の有料化、(ア) 救急搬送の状況、(イ) メリットとデメリット、(ウ) 他市の導入状況についてのお尋ねです。

これらは関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

令和5年は11,654件の救急出動があり、組合発足以来の最高件数となりました。令和6年は11,165件で若干減少に転じたものの、令和4年以降、年間1万件を超える出動件数となっています。

また、増加する救急件数に比例して、救急車が現場に到着するまでの時間が延伸しており、実際には、自力で医療機関に行ける状況の軽症者が救急車を要請するケースも見受けられ、救急車の適正利用に関して、構成市の福祉部局とも連携して、広報を行っているところです。

全国的にも同様な傾向の中、三重県松阪市では、令和6年6月から、救急車で搬送されたが入院に至らなかった軽症傷病者に対して、病院が選定療養費として7,700円を徴収する制度を開始し、同年6月から8月における松阪地区広域消防組合の救急出動件数は、前年同期比で約21.9%減少し、軽症者の割合も59.4%から52.9%と6.5%の減少となっています。

また、茨城県では、令和6年12月から、緊急性が認められない救急搬送に対して、1,100円から13,200円の選定療養費を徴収する運用が開始されています。

選定療養費を徴収するメリットとしましては、軽症者の救急車使用抑制につながり、救急隊は重症傷病者に早く接触できるとともに、救急救命処置に集中できるようになり、労働環境の改善が期

待されます。

また、搬送先病院においても、緊急性のない軽症者の抑制により、医師の負担軽減が図れることが期待されます。

一方、デメリットとしては、費用負担が傷病者の受診抑制につながることで重篤な症状の兆候が見落とされがちとなり、傷病者の重症化につながる可能性が指摘されています。

消防組合としましては、選定療養費の導入の有無にかかわらず、今後も医療行政と連携しつつ、救急車の適正利用について、広報を継続するとともに、傷病者に寄りそう救急活動に努めてまいります。

続きまして、イ、救急医療情報システムについて、(ア) 検証結果、(イ) 課題、(ウ) 導入についてのお尋ねです。

これらは関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

消防組合の救急出動件数は、高止まりしている中、医師不足や医師の高齢化等の影響により医療機関の受入体制も逼迫し、119番通報から病院到着までの時間が延伸する等、救急医療体制全体に課題を抱えています。

この課題解決の一つの方策として、傷病者のリアルタイムの情報を救急隊と病院が共有することで、迅速な搬送先の選定と円滑な受け入れ準備に繋がる救急医療情報システムの導入に向けて、現在、準備をしているところです。

令和6年6月に山口大学医学部附属病院をはじめ合計9つの医療機関とシステムの実証実験を行いました。1か月間と短期間ではあるものの、医療機関との交渉が1回の割合が74%から80%に増加し、4回以上の交渉回数を必要とした割合が7.9%から4.3%に減少し、119番通報から病院到着までの時間の短縮につながる検証結果が得られました。

また、医療機関へのアンケートについては、モニター画面を通じて傷病者の情報を正確に把握できるため、受入判断の効率化や治療を開始する時間を短縮できるなど、傷病者の負担軽減につながる意見が寄せられました。

一方、今後の課題としましては、119番通報から病院到着までの時間を短縮し、傷病者に適した医療機関への早期搬送と早期治療の開始といった導入の効果を最大限にするためには、医療圏域の救急指定病院をはじめ、圏域内外を問わず、搬送実績の多い医療機関への協力依頼が必要であると考えています。

現在の導入状況については、公募型プロポーザル方式による受託業者の選定を進めており、令和7年度中の運用開始を目指しております。

続きまして、ウ、映像通報システム、(ア) 概要、(イ) 導入についてのお尋ねです。

これらは関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

映像通報システムは、スマートフォンからの119番通報者に動画の送信を依頼し、消防隊や救急隊が到着する前に現場の映像を消防指令センターで受信するシステムです。

これにより、消防指令センターでは映像がプラスされることで、災害発生場所の早期の特定や現場の状況を出動隊にリアルタイムの情報を提供することが可能となります。

一方、心肺蘇生法などが必要な緊急性の高い救急事案では、通報者に対して通信指令課員が映像を確認しながら応急手当のアドバイスを行うことにより、効果的な救命処置につながることを期待されています。

なお、県内では、岩国地区消防本部は既に導入済みであり、他の消防本部も導入する予定があると聞いております。本消防組合においても、現在整備している消防指令センターの更新に併せて導入することとしており、令和7年10月に運用を開始する予定です。

エ、軽救急車、(ア)現状、(イ)導入についてのお尋ねです。

これらは関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

消防組合では、救急救命士が行う救命処置に必要な資器材を搭載し、気管挿管や薬剤投与など特定行為を立ったまま実施するスペースが確保された高規格救急自動車を、予備車両含めて12台配備し、救命率の向上を図っています。

また、119番通報時にあらかじめ救急車の進入が困難な場所と判明している場合は、迅速な現場処置と円滑な病院搬送をするため、救急隊の補助として消防ポンプ車を救急隊と同時出動させているところです。

現在、道路狭隘地区での活動に限らず、特異な救急活動を実施した場合は、全救急隊で情報共有し、改善対策等を検討していますが、軽救急車の必要性について意見は出ていない状況となっています。

今後とも、救急活動状況を注視するとともに、効率的な救急搬送に努めてまいります。

続きまして、第2点、働きやすい職場づくり、(ア)現状と課題、(イ)階層別研修会についてのお尋ねです。

これらは関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

消防組織における指揮命令系統は、災害現場で迅速、的確な活動を行うため、必要不可欠なものです。反面、これが温床となり、ハラスメントにつながる可能性があると言われております。

このような中、本組合では、令和2年度から令和5年度にかけて、風通しの良い職場づくり研修を行い、職場環境改善に取り組んできたところです。

また、並行して自ら振り返りを行うセルフチェックや、職場環境改善に関するアンケート調査を行っています。このような中、アンケート調査では、様々な意見が寄せられることもあり、引き続き職場環境改善に取り組んでいくことの重要性を感じています。

階層別研修、これは職員を職位や年齢などで分け、それぞれの階層で必要不可欠な知識やスキルを習得し、消防業務を円滑に推進することで、働きやすい職場の構築を目的に実施しています。

令和6年度においては、50歳以下の主任級の職員34人を対象に、論理的思考の基本、思考の整理などを行うロジカルシンキング研修を、令和7年1月28日と29日に開催しています。

令和7年度以降も、対象職員を変えて継続し研修を行い、働きやすい職場づくりに組織を上げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議員（青谷和彦君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず最初に、救急車の有料化についてですが、全救急出動件数のうち、いわゆる軽症者の割合がわかれば教えてください。

○消防局消防長（杉本秀一君） はい、お答えいたします。

救急搬送人員のうち、軽症者の割合で答えさせていただきます。

令和4年、5年、6年でお答えいたします。令和4年では、組合管内では24%、県内平均では38.1%、全国では47.3%という数値になっております。令和5年、組合管内では24.7%、県内平均は39%、全国では48.5%となっています。令和6年につきましては、組合管内では21.5%、県内、全国については現在数値が出ておりません。県内平均よりも低くなっております。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

いわゆる軽症者というのは、実際に救急出動を必要としない方だろうと理解をするわけですが、なかなか県内に比べて確かに低い数字ではあるのですが、20数パーセントを超えているということで、まだまだ課題は多いのかなというふうに思っています。

三重県松阪市の方なんですけど、要は様々な受入体制が逼迫しているということで、できるだけ搬送者を減らすということで、様々な工夫をされていると思うのですが、昨年も先ほど申しましたように、宇部、山陽小野田、美祢市で緊急アピールが出されたこと、ヒアリングの時にはなかなか答えにくいとお話でしたが、やはりある一定のですね、このぐらいだと今の現状でスムーズな受入ができる、いわゆる本来、助かる人が助からないような状況にならないため、今の宇部、山陽小野田のキャパでいうと、どのくらいまで数字を落とせばスムーズな救急医療業務ができるというふうにお考えでしょうか。なかなか答えにくい問題と思うんですが、お願いいたします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 明確な答えになるかどうかわかりませんが、現在、予備車を含め12台の救急車、実際は10台で運用している状況でございますが、令和6年は11,165件、これを1日に直しますと約30何件ということで、日によって30件ぐらい、多い日は50件を超えるような状況もあります。熱中症だとか、年末年始の発熱患者など、色々季節的な要因もあります。平均して1日30数件というところで、今のところ、瞬間的には救急車が足りないという状況もありますが、何とか対応できている状況です。

したがって、軽症者の割合が20%台で推移していますけど、さらにこれを減らしていただけるように、先ほど議員がおっしゃいました緊急アピールをしていただきましたし、今後、広報活動をしていく。そういうところを見て、今の現状でいけば何とかいけると考えております。

○管理者（篠崎圭二君） 御質問ありがとうございます。

救急搬送の部分は、救急だけでなく医療の部分も非常に大きな……青谷議員からは、現状としてはどのような条件がつかいましたが、今、医療体制の方の現状が大きく変わっている。これもしっかりと考えなければいけません。救急車の出場件数、出場台数については、消防長が申したとおりですが、その受け入れる病院側、医師の働き方改革、また若手医師の減少、また救急医療をされな

いという若手医師が非常に増えてきているという状況がありますので、決して今の状況で医師の状況、これはちょっと消防組合議会と言うのもあれですが、管理者として、まず地元の市長としても来ておりますので、地元の医療体制が現状維持できるかどうかといたら、そこも非常に厳しい状況には来ていますので、やはり現状の医療体制、更にはこの救急の体制、これらの両方を鑑みながら、今後持続可能な救急医療体制については、しっかりと予断を許さずに検討していかなければいけないと考えています。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

なかなか数字目標を示すのは難しいのかなと思いますし、先ほどお話しましたように、高齢化を迎える中で、どんどん厳しくなるような状況が見えているわけです。そうは言いましても、市民の皆様方に具体的な数字をお示しすることで、やはり市民の皆様方にも理解が生まれるのではないかと考えていますので、もう少し具体的な数字が示せるように、将来も含めて考えていただくと、大変ありがたいと思っています。

今回、救急車の有料化についてはあまり考えていないということで、広報活動を継続することで改善をしていきたいとの話がありましたが、もう少し具体的な広報についてお考えがあれば、お示してください。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えします。

広報活動、啓発活動を含め取組状況についてお答えいたします。

まず、救急の日には管内のショッピングセンターでイベントを開催し、啓発のチラシ、ポケットティッシュなどを配布しています。それと地元ラジオ出演での広報、それから構成市の広報誌、ホームページでの広報についてはお願いをしております。＃7119、＃8000の利用も含めて、色々な所で適正利用について呼びかけているところです。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

もちろん、広報活動も大切な活動になるのですが、実際に三重県で、ある程度実績が出ていますので、そのあたりも今から考えていただければ、もちろん、消防組合というよりは医療機関の話になるんですけど、一緒に考えていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。救急医療情報システムについて質問させていただきます。

答弁の中で、病院到着までの時間の短縮が図られたとの答弁がございました。どのくらいの短縮があったのでしょうか。

○消防局消防長（杉本秀一君） 病院到着までの短縮時間ということで、実証実験期間の結果を申し上げます。

受入交渉回数、1件あたりの通話時間などが短縮した結果、令和5年の平均時間と比較しまして実証実験の間では、病院収容時間が51分から49.4分に短縮、1.6分の短縮が検証できたということでございます。

以上です。

○議員（青谷和彦君） 1. 6分ということは1分36秒ですね。これについての評価についてはどうお考えでしょうか。

○消防局消防長（杉本秀一君） 数字的には1.6分という状況ではありますが、実証実験期間中は通常の受入れ体制、救急隊が今やっている受入れ体制とシステムに両方入力する必要があったこと、システムの活用に不慣れであったことで1.6分程度という結果にはなりましたが、病院への交渉回数の減少、応需状況の可視化によりまして、円滑な受入れ体制につながることを期待されると考えています。

更には、救急隊の活動記録をデジタル化できる、あるいは運用方法を周知することによりまして、更なる時間短縮、負担軽減につながることを大いに期待されると考えています。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

実証実験では1分36秒だったんだけど、実際に導入したときには2倍、3倍ぐらいの短縮時間が見込めるという理解でよろしいですか。5分短縮すれば、随分変わってくるのだろうなと思いますので、そのあたりの数字を目指して頑張っていただければと思います。

それと、答弁の中で搬送実績の多い医療機関への協力依頼が必要であるとありましたが、どのあたりの医療機関を考えておられるのか、教えてください。

○消防局警防課長（榎原英樹君） お答えします。

どのあたりの医療機関ということですが、私どもとしましては、輪番サポート病院が医療圏にございますので、それが山口大学医学部附属病院を含めまして、13病院ございます。まずは、そこに協力依頼をしていこうと思います。その後に、協力していただける病院がございましたら、順次依頼をしていこうと考えています。

以上です。

○議員（青谷和彦君） そういう通常圏域外の病院とも、連携をしているという理解でよろしいでしょうか。

○消防局警防課長（榎原英樹君） はい。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、映像通報システムについて質問させていただきます。

スマートフォンで119番通報時に映像が出てくるということで、その中で応急手当のアドバイスができるというお話があったのですが、具体的なイメージがあれば教えてください。

○消防局通信指令課長（近藤豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

心肺蘇生法で言いますと、胸骨圧迫の位置、それから速さ、深さ、角度等につきまして、映像を確認しながら指導を行うことができます。

なお、応急手当が不慣れた通報者に対しましては、実施方法を説明する動画を送信してアドバイスを行います。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

先ほどの答弁で、このシステムは令和7年10月から導入するというお話がございました。

なかなかその受け手側の市民にとっては、ハードルが高いのかなという気もしますので、ぜひ事前に様々な広報活動をしていただいで、せっかく導入するわけですから、より良い結果が得られるように、事前の準備をしていただけると大変ありがたいと思っています。

それでは、(2)働きやすい職場づくりについて質問させていただきます。

まず、最初に令和2年度から令和5年度まで取り組まれたということで、この取組状況、効果、実績についてお尋ねします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 令和2年度から令和5年度風通しの良い職場づくり研修の取組状況を説明させていただきます。

内容は、あるべき職場の姿、問題点、業務改善というような様々なものを行っております。令和2年度では、45歳以下の主任級職員66名、令和3年度は、eラーニングを利用したハラスメント研修を全職員、令和4年度は、45歳以上の職員及び係長以上の職員108名を対象に行いました。令和5年度は、令和4年度に受講できなかった主任級職員73名を対象に行っております。

効果、実績ということですが、例えば、職場環境に関するアンケートでは、職場環境の満足度の数字の上昇だとか、ハラスメントを見た、聞いたなどの件数が減少したというところで、一定の効果があるのではないかと考えております。

また、この研修と同時に並行して、職場環境改善検討委員会というのも立ち上げて、若手職員と中堅職員がテーマを決めて意見を出しあって発表するという取組も行っています。非常に、私は2年間居ましたけど、良い取組だったのではないかと感想を持っております。

引き続き、効果的と思われる研修を継続するとともに、数値的な解析もそうですが、私自身も若手職員や中堅職員と会話することで、全体的な潤滑油的になればいいんじゃないかという思いで行動しているところです。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

それでは、研修については具体的な数値目標を立てられ、結果としてそれを十分満足させるような数値が出たという理解でよろしいでしょうか。

○消防局消防長（杉本秀一君） 目標というのはなかなかあれですけど、不断に継続していきたいと思っています。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

では、具体的な数値目標を立てられたうえで研修をされていると。ありがとうございます。

それでは、次に、ロジカルシンキング研修ということで、先ほど答弁にありました研修会と内容は変わらないと思うんですけど、一応新規事業として掲げられていますので、このロジカルシンキング研修について少し教えてください。

○消防局総務課長（弓立宏二君） お答えいたします。

令和6年度は、受講者の希望に沿った内容とするため、事前にアンケート調査を行いまして、その結果を集約した後、ロジカルシンキング研修を開催しております。

ロジカルシンキング研修の具体的な内容につきましては、論理的なアプローチを使い、問題解決や意思決定を効率的かつ正確に行うというものです。

受講者からは、部下との対話や指導に活用していくなど、概ね良好の評価を得ております。

引き続き、次年度以降も職員研修を実施していく予定としております。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

当然、研修ですので、どこかで終わるということではなくて、きちんとした職場環境、働きやすい職場づくり環境を確保するために、継続していくということですね。ありがとうございます。

なかなか研修だけで解決する問題ではないと思うのですが、やはり様々な糸口にはなろうかと思いますので、しっかり目標を立てていただいて、その目標をクリアできるように研修に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは、質問の1は以上で終わります。

次に質問の2、災害対応力の強化について。

(1) 大規模災害、直下型地震発生時の同時多発的の火災発生時の対応について、お尋ねします。

宇部市の地域に係る地震防災対策に関する基本計画によれば、大原湖断層系、宇部東部断層、ラス下郷断層が動くと、最大マグニチュード7の地震が発生すると想定されており、一番厳しい状況、冬のお昼12時、風速15メートルでは、焼失棟数が最大2,679棟と推定されています。限られた消防力のもとで、複数の火災が同時に発生した場合、迅速な消火活動は困難になることが懸念されます。特に広域で火災が発生した場合の指揮命令系統や他機関との連携体制、現状と課題について確認いたします。

また、同時多発的の火災が発生した場合、消防の対応には限界があるため、地域住民による初期消火や避難行動も極めて重要になります。そのため、地域防災の強化や住民との連携のあり方についても重ねて確認させていただきます。

以上、御答弁よろしくようお願いいたします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 御質問の2、災害対応力の強化について。

第1点、大規模災害への対応力強化、ア、直下型地震の発生時の同時多発的の火災発生時の対応についてのお尋ねです。

消防組合では、大地震及び巨大な津波等の発生を想定した大規模災害時対応計画、これは震災対策になりますが、策定しています。

管内で震度5弱以上、又は山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発令された場合は、職員が自主参集し、地震及び津波の発生と同時に、火災その他の災害の早期発見及び被害状況の把握に努め部隊編成の増強、出動体制の迅速化など、消防体制の強化を図ることとしています。

また、消防活動の円滑な運用を図るため、構成市の担当部局や消防団との連絡を密にし、情報収集を行うとともに、密接な協力体制を取ることにしています。

お尋ねの大規模火災等で多数の消防隊が必要な場合は、市街地への延焼阻止を優先とした消火活動を行うとともに、被害を最小限に食い止めるため、火災の早期発見と一挙鎮圧に総力を挙げるとしてしています。

一方、延焼火災の多発や火災が拡大する場合は、避難場所や避難路の確保等、人命救助を優先とした活動を行うようにしています。

なお、消防組合の消防力だけで対応困難な場合は、両構成市の消防団の協力のほか、山口県内消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部に応援を求めます。

また、地震等により県内応援が困難な場合は、緊急消防援助隊の要請を行ってまいります。応援隊到着までの間は、組合内の消防力で人命救助、大規模延焼阻止を主眼に、被害が最小限となるように活動していきます。

以上でございます。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

同時多発的に起こる災害に対しては、なかなか全てに対応することができないというのは理解するところではございますが、具体的な数字はなかなか難しいかもしれませんが、私個人的には10か所程度の火災が同時に起こった場合は、消防力からいうとぎりぎりリミットかなと思います。それは、なかなか全ての火災に対応できないということであるのは致し方ないと思いますがその中でやはり消防だったり、住民の予防意識の向上が大切なかなと思っています。

ひとつ答弁の中でお尋ねをしたいと思います。まず、優先する事項として市街地への延焼阻止を優先させるという御答弁がございました。具体的にはどういうことをされるのでしょうか。お答えください。

○消防局警防課長（榎原英樹君） お答えします。

市街地の延焼阻止で、具体的な消火活動についてですが、市街地で火災が拡大するというリスクが高まった場合は、その時々にもよりますけども、気象状況、周囲の地理、建物の密集状況、そのあたりを確認しつつ、道路、その周囲の耐火建物を利用して延焼阻止線というものを作ります。そこまでを火災の拡大範囲と決めて、そこに消防力を集中して、それ以上広がらないような戦術を取るような形になります。

以上です。

○議員（青谷和彦君） ありがとうございます。

市街地への延焼防止措置、市街地での延焼防止措置という理解でよろしいでしょうか。「へ」と「で」では随分違うので。市街地でできるだけ延焼しないような措置をするという理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

先ほど少し申しましたけれど、なかなか宇部・山陽小野田だけの消防力では対応できないということで、市民の方々に自ら予防するということをしつかりと広報していただきたいと思っています。

以上、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩村誠君） 以上で、青谷議員の質問は終わりました。

次に、順位第2番、白井健一郎議員の発言を許します。白井健一郎議員。

〔議員 白井 健一郎 君 質問席へ移動〕

○議員（白井健一郎君） 皆さん、おはようございます、白井健一郎です。

通告書によって、今から質問させていただきます。

消防局の障がい者雇用について。

（1）障がい者の新規採用の計画はあるか、お願いします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 白井議員の御質問にお答えいたします。

御質問、消防局の障がい者雇用について。

第1点、障がい者の新規採用の計画はあるかのお尋ねです。

障がい者の雇用の促進等に関する法律では、国及び地方公共団体はその責務として、自ら率先して障がい者を雇用するよう努めることとされており、職業生活において障がい者が有する能力を有効に発揮して活躍することができるよう、障がい者の活躍に関する計画を定めることとされています。

これを受け、本組合では、令和2年9月から令和7年8月を期間とする障害者活躍推進計画を策定しているところです。

一方、消防吏員は法第38条に定める雇用に関する国及び地方公共団体の義務の対象外となっていることから、障がい者の採用に関する目標は設定していません。

議員お尋ねの障がい者の新規採用計画については、現在策定していない状況となっています。

以上です。

○議員（白井健一郎君） ただいま、障がい者の新規採用計画を策定しない状況だという答弁がありました。

再質問いたします。では、新規採用を認める新たな計画の策定をすることは考えられますか。

○消防局消防長（杉本秀一君） 先ほどの答弁と重なるところがありますが、消防吏員は、消防活動や救急活動など、職務を遂行していく上で支障のない身体であるということも考えられていると思います。また、採用後には消防学校に入校し、訓練教育を受ける必要があります。

一方、事務職員として採用することも考えられますが、本組合では全職員を消防吏員としております。これは、大規模災害が発生した場合など、全職員の消防力を結集し、災害に対応していく体制を整えています。

従いまして、今後についても、障がい者の新規採用については難しいと考えております。

以上です。

○議員（白井健一郎君） 今後においても、新たな計画策定は難しいと答弁をいただきました。

私の考えですけれども、昨今、インクルーシブ社会、つまり障がい者と健常者が共に生き、共につくる共生社会の実現への理解が社会に急速に広まっております。障がい者雇用の分野でも、法整備が進んでいるところです。

障害者雇用促進法は、1982年に身体障害者雇用を目的に定められましたが、2006年には知的障害者が、2016年には精神障害者が雇用義務の対象となり、最低限を示した法定雇用率を

上回る障害者雇用が、公的機関、民間事業者とも要求されています。

この法定雇用率は、近年も毎年のように引き上げられています。この点、消防はこの法定雇用率の法定義務を確かに除外されていますが、インクルーシブ社会という考え方の社会的普及を正面から捉えて、ぜひ本消防局でも障がい者の新規採用を考えていただきたいと考えます。

では、(2)に移ります。中途障がい者、これは在職中に障害を負った方を指しますが、この中途障がい者への合理的配慮はどのようになさっているのでしょうか。

○消防局消防長（杉本秀一君） 第2点、中途障がい者への合理的配慮はどのようになされているかのお尋ねです。

在職中に疾病や事故等により中途障がい者となった場合は、負担なく業務を遂行できる職務の選定や職場環境の整備など、個々の状況に応じた必要な配慮を確認しています。

本消防組合の具体的な事例で申しますと、隔日勤務から事務職に配置転換するとともに、階段の昇降は可能か、あるいは庁舎内で支障となるものはないかなど、事前の話し合いをしっかりと行ったうえで業務についていただいております。

また、人事評価の面談等を活用し、負担が生じていないかなど、本人の状況を定期的に確認するようにしています。

以上でございます。

○議員（白井健一郎君） 障害者差別解消法に規定される合理的配慮の視点からは、障がい者が雇用した後も、障がい者が働きやすい環境づくり、つまりその障がい者の障害特性に合わせた合理的配慮が法的に義務化されています。

この点は、本消防局の障害者活躍促進計画には、合理的配慮という文言が見当たらないのは残念なところです。

本消防局では、中途障がい者に対して配置転換、階段の昇降、その他配慮はなされていると答弁でお聞きしましたが、合理的配慮かどうかの聞き取りを目的とした場を定期的に作るなど、より一層合理的配慮に御尽力なされることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（岩村誠君） 以上で、白井健一郎議員の質問は終わりました。

これで、一般質問を終結します。

日程第4 議案第1号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第4、議案第1号令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算を議題といたします

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案の提案理由について御説明させていただきます。

議案第1号令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億5,296万2,000円と定めるもので、令

和6年度当初予算と比較しますと、5億6,791万4,000円の増額となっています。

歳出につきましては、議会費35万4,000円、総務費2,415万8,000円、消防費41億6,583万3,000円、公債費1億5,861万7,000円、予備費400万円で、歳入につきましては、分担金及び負担金31億1,974万8,000円、使用料及び手数料2,474万6,000円、国庫支出金1,703万1,000円、県支出金9,328万円、財産収入17万1,000円、繰越金100万円、諸収入328万6,000円、組合債10億9,370万円となっています。

詳細につきましては、杉本消防長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩村誠君） 杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長（杉本秀一君） それでは、議案第1号の詳細について御説明します。

予算の概要につきましては、篠崎管理者の説明のとおり、款・項の区分ごとの金額は3ページ4ページの第1表、債務負担行為は5ページの第2表、地方債については6ページの第3表のとおりでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。16ページ17ページをお開きください。

まず、1款議会費は35万4,000円を計上しており、主なものは17ページの議員報酬です。

次に、2款総務費は、1項総務管理費と18ページの2項監査委員費の合計2,415万8,000円を計上しており、総務管理費の主なものは17ページの12節委託料371万2,000円及び18節負担金補助及び交付金1,544万6,000円で、委託料については検診委託料、負担金補助及び交付金は組合派遣職員給与費負担金です。

監査委員費の主なものは、19ページの18節負担金補助及び交付金の監査事務負担金334万4,000円です。

次に、3款消防費は、常備消防費28億7,068万6,000円、消防施設費12億9,514万7,000円の合計41億6,583万3,000円を計上しています。

常備消防費の主なものは、19ページの2節給料12億8,077万円、3節職員手当等9億2,051万3,000円、4節共済費4億5,168万8,000円などのいわゆる人件費となっております。

その他は21ページの10節需用費8,549万5,000円、23ページの12節委託料5,847万円となっています。

消防施設費の主なものは、27ページの12節委託料としまして、電算開発委託料3,361万6,000円、14節工事請負費として消防指令センター整備工事等8億7,919万7,000円を計上しています。

なお、消防指令センター整備工事は令和6年度から2か年の継続事業であり、令和6年7月に入札を行い、総額で14億1,350万円となっております。

次に、17節備品購入費として、新宇部西消防署及び新埴生出張所に関する庁用器具費を

1, 647万円、消防用ホースなど事業用器具費を1, 502万円、消防ポンプ自動車2台及び高規格救急自動車の特殊車両3台の更新で1億4, 971万円を計上しています。

また、24節積立金として石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金として9, 328万円を計上しています。

消防施設費の詳細につきましては令和7年度一般会計予算参考資料を御参照ください。

次に、28ページの4款公債費は、組合債元金償還金1億5, 212万円5, 000円、長期債利子及び一時借入金利子649万2, 000円の合計1億5, 861万7, 000円を計上しています。

次に、5款予備費は、令和6年度と同額の400万円を計上しています。

続きまして、歳入について御説明いたします。10ページ11ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は、31億1, 974万8, 000円を計上しており、そのうち1項分担金については、11ページのとおり、経常的経費の分担金として、宇部市分担金18億8, 170万2, 000円、山陽小野田市分担金9億7, 212万5, 000円で、これは各特定財源、一般財源を差し引いたものに、令和6年度における基準財政需要額比率である66.0%と34.0%の負担割合を乗じたものです。

投資的経費の分担金は、宇部市特別分担金1億5, 390万4, 000円、山陽小野田市特別分担金9, 566万8, 000円となっています。2項負担金は職員派遣給与費負担金1, 634万9, 000円を計上しています。

次に、2款使用料及び手数料は、消防手数料2, 474万6, 000円で、主なものは11ページの危険物関係手数料2, 453万4, 000円となっています。

次に、3款国庫支出金は、救急医療情報システム構築の財源として新しい地方経済・生活環境創生交付金1, 703万1, 000円となっています。

次に、13ページの4款県支出金は、特殊車両の購入の財源として、石油貯蔵施設立地対策事業費補助金9, 328万円を計上しています。

次に、5款財産収入は、消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金利子収入として17万1, 000円を計上しています。

次に、6款繰越金は、令和6年度決算における歳計剰余繰越金として100万円を計上しています。

次に、7款諸収入は、1項組合預金利子と15ページの2項雑入の合計328万6, 000円を計上しています。

主なものは、15ページの高速道路救急支弁金収入146万2, 000円となっています。

次に、8款組合債は、高規格救急自動車などの特殊車両、消防庁舎等整備工事及び消防指令センター更新整備工事に伴う消防施設整備事業債として、10億9, 370万円を計上しております。

なお、30ページから給与費明細書、36ページに継続費に関する調書、38ページに債務負担行為に関する調書、39ページに組合債に関する調書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。岡山明議員。

○議員（岡山明君） それでは私の方からの質問はまず10ページ、1款1項の消防組合費分担金の中に宇部市分担金、山陽小野田市分担金とあります。また、その下に、宇部市特別分担金、山陽小野田市特別分担金とありますが、分担金と特別分担金の分かれ方、趣旨の説明をお願いします。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別分担金の方ですが、こちらは消防施設費に計上している経費となり、基本的には消防署の建設や消防署に配備する車両など、消防署が属する市が基本的には100%負担する経費となります。

それから、その上に記載のあります両構成市の分担金の方ですけれど、分担金については特別分担金以外の経費で、両構成市の共通経費として取り扱っている経費、これを基準財政需要額で割って按分している経費となっております。

以上です。

○議員（岡山明君） 大まかな説明ということで預かりたいと思います。

それでは次に11ページの方ですが、3款1項にこのたび新しく消防費国庫補助金とあり、その中に新しい地方経済・生活環境創生交付金とあります。今回、新しい補助金があるわけですが、その説明をお願いします。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） これは令和6年度に名称が変わったものでございまして、旧デジタル田園都市国家構想交付金から名称が変わったものになっております。内容としましては内閣府が地方自治体や地域社会の発展を支援するために設けた資金制度で、デジタル技術を活用して地方の社会問題を解決し、地域の魅力を向上させることを目的としているものでございます。

以上です。

○議員（岡山明君） その状況の中で、消防の支出となると、どのように支出されるのか、明確にお聞きしたいと思います。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） 本交付金なんですけれど、令和7年度に整備する救急医療情報システム構築の事業費に充当されるものです。事業費の2分の1、これが交付金として入ってくるものと見込んでおります。

以上です。

○議員（岡山明君） 最後の質問ですが、13ページ、4款1項1目消防費県補助金に、石油貯蔵施設立地対策事業費補助金とありますが、令和6年度には684万円、令和7年度に関しては9,328万円という金額が出ています。

飛びますが27ページ、3款1項2目消防施設費24節に積立金、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金とありますが、このたび補助金9,328万円を全て積み立てるという状況にあります。

そういった中で今回、令和6年度から基金の創設という形が始まっております。そういった意味

で今回の積立の中身、内容がどうなっているか、そのあたりの部分のお話を聞かせていただきたい。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

本件について、令和6年度当初に比べて大幅に金額が上がっているものです。これは、令和6年度当初基金条例を制定していなかったもので、令和7年度予算については、岡山議員の御質問のとおり、全額当初から基金として積み立てるものです。

内容については、車両の購入に充てるものでございまして、まず、宇部市側の消防ポンプ自動車購入に1,334万円を充当する予定です。それから山陽小野田側については、基金として積立て2年目となります救助工作車、それから小野田タンク1、これは基金の積立て1年目になりますがこちらに充当する予定としております。

以上です。

○議員（岡山明君） 少し確認させていただきたいのですが、そういう状況であれば、この積立金の状況、令和6年度から積み立てを開始している状況で、今お話を聞く限りは、消防車両の支出という話をされたんですが、そういう今回積み立ての部分は、全て車両関係、宇部市、山陽小野田市それぞれの車両に、この積立金という石油備蓄関係の支出金は、全て車両関係に、宇部市も山陽小野田市もその積立が入るという解釈でよろしいですか。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） 本補助金、県からの石備の交付金については、構成市から譲り受ける形となっております。構成市から譲り受ける金額は、毎年違うんですけど、消防組合といたしましては、購入する車両が高額でありますので、そちらに充当して、車両を購入する予定としております。

以上です。

○議員（岡山明君） そういうことで、積立、今までの消防車両の積立というのは、1年で大体していたという車両を、2年に購入するという形で、今回その積立で、車両がその2年がかりで整備するという話も、私は聞いておるんですけど、そういった意味で、今後その積立の金額によりましては、2年、例えば3年とか、そういう大型車両の製備、購入、こういう予算が振り込まれるかどうかということで、高額車両に対する対応を、今後どうされるかというその辺で、1年、2年、3年、そういう形も対応できるかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんですけど。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） 石備の交付金については、車両に充当すると先ほどお答えしましたが、消防ポンプ自動車にあっては、近年、1年での納入が難しくなっております。2年にかけて整備をする予定でございまして、基金として積み立てる必要がございます。

それとは別に、救急車については、まだ現在、単年度で納入可能でございますので、救急車に充当する場合は、その年の石備の交付金を充当すれば良い、積み立てる必要はないと考えております。

以上です。

○議長（岩村誠君） ほかにございませんか。吉松剛議員。

○議員（吉松剛君） それでは、一般会計予算参考資料をもとに3点ほど質問させてください。

まず、1点目、3款消防費、1項消防費、2目消防施設費で需用費に防火靴40足購入に係るもの220万円とありますが、この内容と今後の予定がありましたら教えてください。

○消防局警防課長（榎原英樹君） 御質問にお答えいたします。

防火靴に係るものというところですが、こちらの方は1枚めくっていただいて、事業用器具費に防火服一式とありますが、それとセットで購入する予定にしているものです。防火服、防火靴1セットで新型のものを購入する予定です。配備から10年以上経過しておりまして、経年劣化、安全性、機能性の低下が懸念されているものですので、令和7年度から3か年かけて150着を更新する計画として、来年度は40セットを購入する予定としております。

以上です。

○議員（吉松剛君） 大変わかりました。

これは隊員の命を守るものですので、しっかり計画的に購入してもらえればと思います。

次に、2点目、委託料です。予算説明書で言えば27ページなんですけど、委託料の中に調査測量設計委託料で、消防庁舎改修アスベスト調査115万2,000円とありますが、その調査内容を教えてください。

○消防局情報財政課長（内田陽二君） 御質問にお答えいたします。

アスベスト調査でございますが、こちらは庁舎の改修にあたっては平成18年9月より以前の庁舎を改修する場合、アスベスト調査をするということが決められております。来年度の事業のうち消防局、中央消防署の照明器具の更新工事、LED化を予算計上させていただいております。こちらを含め、この庁舎に関する改修についてはアスベスト調査が必要となります。この庁舎については、平成元年に建てられた庁舎となっております。

今後についても、同じように、平成18年9月1日より前の庁舎の改修にあっては、アスベスト調査が必要であると考えております。

以上です。

○議員（吉松剛君） わかりました。適正に調査をしていただければと思います。

もう1点、備品購入費、予算説明書27ページですが、特殊車両ということで、今回1億4,971万円の予算がありますけど、特殊車両の更新の基準、考え方がありましたら教えてください。

○消防局警防課長（榎原英樹君） 消防車両の更新についてですけど、まず車両の更新基準ですが走行距離の多い救急車については、概ね8年程度、それから消防ポンプ自動車については、概ね15年、それから救助工作車、梯子車等の特殊車両については、15年から18年、これを目安に更新しております。

組合では、災害現場での活動に支障をきたさないように、令和3年度に第2期宇部・山陽小野田消防組合車両更新計画を策定しております。それを基本として、先ほどの年数、また、走行距離を勘案しまして、更新をしている状況でございます。

以上です。

○議員（吉松剛君） わかりました。どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（岩村誠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第5、議案第2号令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）を議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第2号令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,329万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ38億3,775万1,000円とするものです。

歳出につきましては、総務費、消防費、公債費を補正し、歳入については、分担金及び負担金使用料及び手数料、繰越金、諸収入、組合債、財産収入を補正するものであります。

詳細につきましては、杉本消防長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村誠君） 杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長（杉本秀一君） それでは、議案第2号の詳細について、御説明いたします。

予算の概要につきましては、篠崎管理者の説明のとおり、歳入歳出予算の款・項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、3ページの第1表のとおりでございます。

また、継続費の補正の変更については、4ページの第2表のとおりで、地方債補正の変更については、5ページの第3表のとおりとなっております。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費は、一般管理費を1,131万9,000円減額、監査委員費を12万4,000円追加するものです。一般管理費の主なものは、13ページのとおり、委託料を140万円及び負担金補助及び交付金を991万9,000円減額するもので、主な内容としましては、検診委託料を140万円減額、組合派遣職員給与費負担金を1,018万9,000円減額するものです。監査委員費については、負担金の精算により追加するものです。

次に、3款消防費は、12ページの常備消防費を1億3,842万3,000円追加、14ページの消防施設費を1億9,020万7,000円減額し、消防費全体として12ページの合計欄のとおり、5,178万4,000円減額するものです。常備消防費のうち13ページの給料、職員手当等、共済費等については、支給実績により各節において追加及び減額し補正するものです。消防施設費は、15ページのとおり、12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費について入札結果に基づき、減額するものです。また、負担金補助及び交付金については、山口県が実施する山口県防災行政無線再整備事業の入札結果に基づき、本消防組合の負担金が減額となるものです。

次に、16ページの4款公債費は、令和5年度に借入れた消防債に係る長期債利子が確定したことにより減額するものです。

続きまして、歳入について、御説明いたします。8ページ及び9ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は、9,430万7,000円追加するもので、分担金は9ページのとおり、経常的経費の分担金である宇部市分担金を6,351万3,000円、山陽小野田市分担金を3,380万1,000円、それぞれ追加し、投資的経費の分担金である宇部市特別分担金を51万8,000円、山陽小野田市特別分担金を60万8,000円、それぞれ減額するもので、これは歳入歳出の増減に伴い分担金を精算するものです。負担金は、職員派遣給与費負担金を188万1,000円減額するもので、これは消防組合から山口県へ派遣している職員の人件費を精算するものです。

次に、2款使用料及び手数料は、150万5,000円を減額するもので、これは危険物関係手数料を減額するものです。

次に、4款繰越金は、3,407万2,000円を追加するもので、これは令和5年度決算に伴う歳計剰余繰越金です。

次に、10ページの5款諸収入は、77万2,000円を減額するもので、組合預金利子は11ページのとおり61万1,000円を追加、雑入は、138万3,000円を減額するもので主なものとしましては、高速道路救急支弁金収入138万6,000円を減額するものです。

次に、6款組合債は、1億8,940万円を減額するもので、これは消防庁舎整備事業、消防指令センター整備事業、高規格救急自動車等の入札結果に基づき、消防施設整備事業債を減額するものです。

次に、8款財産収入は、消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金利子収入を5,000円追加するものです。

なお、18ページから、給与費明細書、24ページから、継続費に関する調書、26ページに組合債に関する調書を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

- 議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩村誠君） ないようであります。
これで、質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩村誠君） ないようであります。
これで、討論を終結します。
これより、採決します。
議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（岩村誠君） 起立全員であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号から第6号までについて

- 議長（岩村誠君） 次に、日程第6、議案第3号から第6号までを一括議題とします。
本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

- 管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第3号から第6号までの提案理由について、御説明させていただきます。

まず、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件についてです。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。施行日は、令和7年6月1日です。

次に、議案第4号宇部・山陽小野田消防組合情報公開条例中一部改正の件についてです。

これは、広く消防組合の保有する情報を公開するため、公文書の公開の請求者に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うものです。施行日は、令和7年4月1日です。

次に、議案第5号宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文が変更となったため、所要の整備を行うものです。施行日は、令和7年4月1日です。

す。

次に、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、就業促進手当に関する規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものです。施行日は、附則第11項中の改正規定は、公布の日です。その他の改正規定は、令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

議案第3号から第6号までを一括議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号宇部・山陽小野田消防組合情報公開条例中一部改正の件を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第7、議案第7号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第7号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について提案理由を御説明させていただきます。

これは、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更を行うことについて、地方自治法の規定により消防組合議会の議決を求めるものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。
これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。
これで、質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。
これで、討論を終結します。
これより、採決します。
議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第8、議案第8号宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件を議題とします。

本件に関し、提案者から提案理由の説明を求めます。岡山議員。

〔議員 岡山 明 君 登壇〕

○議員（岡山明君） ただいま議題となりました議案第8号宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件の提案説明につきましては、提出者の諸般の都合によりまして、本議案提出の賛成者であります私が、代わって提案理由を述べさせていただきます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の整備を行うものであります。施行日は令和7年4月1日です。

ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正規定の施行日は、令和7年6月1日でございます。

よろしく御審議くださるようお願いいたしますとともに、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩村誠君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。
これより、質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第9、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第7号））に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者（篠崎圭二君） 報告第1号につきましては、議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、管理者の専決処分といたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によってこれを報告し、承認を求めるものであります。

報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件、宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第7号）についてです。

これは、令和6年の人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえ初任給の引き上げなど給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を上げるとともに、その他所要の整備を行うものであります。施行日は令和6年12月24日ですが、第1条の改正規定中、給料表の改正は令和6年4月1日、期末手当及び勤勉手当の改正は令和6年12月1日からの適用となっています。

また、第2条の改正規定は、令和7年4月1日を施行日として、年2回の期末手当及び勤勉手当の支給割合を均等にするよう併せて改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（岩村誠君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これで、討論を終結します。

これより、採決します。

報告第1号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、報告第1号は、承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議長（岩村誠君） これで、令和7年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会します。

—————午前11時45分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月13日

議 長 岩 村 誠

署名議員 岡 山 明

署名議員 中 岡 英 二